

議案第10号

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年養父市条例第47号)の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分		報酬額	区分		報酬額
(略)			(略)		
農業委員会	会長	年額 <u>390,000円</u>	農業委員会	会長	年額 <u>355,000円</u>
	会長職務代理者	年額 <u>330,000円</u>		会長職務代理者	年額 <u>298,000円</u>
	委員	年額 <u>300,000円</u>		委員	年額 <u>268,000円</u>
	農地利用最適化推進委員	年額 <u>252,000円</u>		農地利用最適化推進委員	年額 <u>220,000円</u>
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。